

座間味村村公告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 5 項の規定により、農業経営基盤強化促進基本構想を変更したので、同条第 6 項の規定により公告する。

なお、その関係書類を座間味村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 30 日

座間味村長 宮里 哲

1 変更した基本構想の施行日 平成 26 年 9 月 30 日